

建設コンサルタント登録規程

昭和五十二年四月十五日号外
建設省告示第七百十七号

改正

- 昭和五八年五月三十一日号外 建設省告示第一一八八号〔第一次改正〕
昭和五九年三月二一日 建設省告示第六三三号〔第二次改正〕
平成元年四月一七日 建設省告示第一〇一一号〔第三次改正〕
平成六年八月一六日 建設省告示第一八〇一号〔第四次改正〕
平成八年一月一三日号外 建設省告示第二〇七三号〔第五次改正〕
平成一一年三月一九日 建設省告示第六九七号〔第六次改正〕
平成一二年三月二九日号外 建設省告示第八八八号〔第七次改正〕
平成一二年十二月二〇日 建設省告示第二四二五号〔第八次改正〕
平成一四年五月九日 国土交通省告示第三七六号〔第九次改正〕
平成一五年四月二八日号外 国土交通省告示第四五五号〔第十次改正〕
平成一六年三月四日 国土交通省告示第二二三号〔第十一次改正〕
平成一六年四月二日号外 国土交通省告示第四四九号〔第十二次改正〕
平成一六年一月九日 国土交通省告示第一三五五号〔第十三次改正〕
平成一七年三月一八日 国土交通省告示第二九九号〔第十四次改正〕
平成一七年三月二二日 国土交通省告示第三〇五号〔第十五次改正〕
平成一九年三月二八日 国土交通省告示第四〇二号〔第十六次改正〕
平成二三年三月一四日 国土交通省告示第二六三号〔第十七次改正〕

(目的)

第一条 この規程は、建設コンサルタントの登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第二条 建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。以下同じ。）のうち、別表の上欄に掲げる登録部門に係る営業を営む者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える建設コンサルタント登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受けすることができる。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き当該登録部門に係る営業を営む者は、登録の更新を受けることができる。

4 前項の登録の更新の申請があつた場合において、第二項の有効期間満了の日までにその申請に対する登録の実施又は登録をしないことの決定がなされなるときは、従前の登録は、同項の有効期間満了の後もその登録の実施又は登録をしないことの決定がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の要件)

第三条 登録を受けようとする者（前条第三項の規定により登録の更新を受けようとする者を含む。以下同じ。）は、次に該当する者でなければならない。

一 登録を受けようとする登録部門ごとに当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつ

かさどる専任の者で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

イ 登録部門ごとに、それぞれ別表の下欄に掲げる要件に該当する者
ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）を卒業した後登録部門に係る業務に関し二十年以上実務の経験を有する者その他の者であつて、国土交通大臣が登録部門ごとにそれぞれ別表の下欄に掲げる要件に該当する者（技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門とするものに合格している者を除く。）と同程度の知識及び技術を有するものと認定したものであるもの

二 建設コンサルタント業務に関する契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信
用を有しないことが明らかな者でないこと。

（登録の申請）

第四条 登録を受けようとする者は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申
請書（別記様式第一号）を提出するものとする。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）の名称及び所在地
- 三 法人である場合においてはその資本金額（出資総額を含む。）及び役員の名、個人である場合においてはその氏名及び支配人があるときはその者の氏名
- 四 登録を受けようとする登録部門及び当該登録部門に係る業務の技術上の管理をつかさどる者で前条第一号イ又はロに該当するものの氏名
- 五 他に営業又は事業を行っている場合においては、その営業又は事業の種類
- 2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。
- 3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第六号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類）を添付するものとする。
 - 一 建設コンサルタント業務経歴書（別記様式第二号）
 - 二 直前三年の各事業年度における事業収入金額（他に営業又は事業を行っている場合においては、当該営業又は事業に係る収入金額を除く。）を記載した書面（別記様式第三号）
 - 三 使用人数を記載した書面（別記様式第四号）
 - 四 前条第一号に規定する要件を備えていることを証する書面（別記様式第五号）
 - 五 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人及びその役員、個人である場合においてはその者及び支配人）及び法定代理人が第六条第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第六号）
 - 六 登録を受けようとする者（法人である場合においてはその役員、個人である場合に
おいてはその者及び支配人）及び法定代理人の略歴書（別記様式第七号）
 - 七 登録を受けようとする者に所属する技術士法による技術士等の一覧表（別記様式第八号）
- 八 法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及び

その有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書面（別記様式第九号）
九 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株
主資本等変動計算書及び注記表（別記様式第十号から第十三号まで）

十 個人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（別
記様式第十四号及び第十五号）

十一 商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書

十二 営業の沿革を記載した書面（別記様式第十六号）

十三 建設コンサルタントの組織する団体に所属する場合においては、当該団体の名称
及び当該団体に所属した年月日を記載した書面（別記様式第十七号）

4 登録を受けようとする者は、関係書類正本一通を提出するものとする。

（登録の実施）

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第
一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事
項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録するものとする。

（登録をしない場合）

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を
受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、
第一号又は第三号から第十号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しく
はその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記
載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 第十三条第一項第四号、第八号、第十号又は第十一号に該当することにより登録を
消除され、その消除の日から二年を経過しない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがな
くなった日から五年を経過しない者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規
定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明
治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、
第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律
（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑
の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員
（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年
を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

六 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の
理由がある者

七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号
のいずれかに該当するもの

八 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号に
該当する者については、その者が第十三条第一項の規定により登録を消除される以前
から当該法人の役員であつた者を除く。）のあるもの

九 個人でその支配人のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者（第二号
に該当する者については、その者が第十三条第一項の規定により登録を消除される以

前から当該個人の支配人であつた者を除く。）のあるもの

十 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録をしない場合においては、遅滞なく、理由を付してその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（現況報告書の提出）

第七条 登録を受けた者（第二条第三項の規定により登録の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、毎事業年度経過後四月以内に、現況報告書（別記様式第十八号）及び第四条第三項第九号又は第十号の書類を国土交通大臣に提出するものとする。

2 第四条第四項の規定は、前項の書類の提出について準用する。

（変更等の届出）

第八条 登録を受けた者は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合において、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十九号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一 第四条第一項第一号から第三号までに 当該変更に係る登記事項を記載した登記掲げる事項の変更（商業登記の変更を必 事項証明書
要とする場合に限る。）

二 第四条第一項第三号に掲げる事項のうち 当該役員又は支配人に係る第四条第三項
ち役員又は支配人の新任に係る変更 第五号及び第六号に掲げる書類

三 第四条第一項第四号に掲げる事項のうち 当該変更に係る第四条第三項第四号に掲
ち登録部門に係る業務の技術上の管理を げる書面
つかさどる者で第三条第一号イ又はロに
該当するものに係る変更

2 第四条第四項の規定は前項の変更届出書又は同項各号の書類の提出について、第五条及び第六条の規定は前項の変更届出書の提出があつた場合について準用する。

3 登録を受けた者は、第三条第一号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第六条第一項第一号若しくは第三号から第十号までの規定に該当するに至つたときは、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出るものとする。

（登録部門の追加）

第九条 登録を受けた者が他の登録部門について登録の追加を受けようとするときは、国土交通大臣に、登録追加申請書（別記様式第二十号）を提出するものとする。

2 前項の登録追加申請書には、当該登録の追加を受けようとする登録部門に関する第四条第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

3 第三条（第二号を除く。）の規定は第一項の登録の追加を受けようとする者について、第四条第四項の規定は第一項の登録追加申請書及び前項の書類の提出について、第五条及び第六条の規定は第一項の登録追加申請書の提出があつた場合について準用する。

（廃業等の届出）

第十条 登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

一 死亡したときは、その相続人

二 法人が合併により消滅したときは、その役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散したときは、その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したときは、その清算人

五 登録を受けた登録部門に係る営業を廃止したときは、当該登録を受けた者（法人にあつては、その役員）

（勧告）

第十一条 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、その業務の適正な運営を確保するため必要な勧告をすることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
- 二 その業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。

（登録の停止）

第十二条 国土交通大臣は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部を停止することができる。

- 一 前条各号のいずれかに該当するとき。
- 二 前条の規定による勧告に従わないとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を停止した場合には、登録停止簿に当該停止の事実及びその理由を明示するものとする。
- 3 第一項の規定により登録を停止された者は、停止の期間中は、登録を受けていることを表示してはならないものとする。
- 4 第六条第二項の規定は、第一項の規定により登録の全部又は一部を停止した場合について準用する。

（登録の消除）

第十三条

国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該登録を受けた者の登録の全部又は一部を消除するものとする。

- 一 第十条の規定による届出があつたとき。
 - 二 前号の届出がなくて第十条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
 - 三 登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかつたとき。
 - 四 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - 五 第八条第三項の規定による届出があつたとき。
 - 六 前号の届出がなくて第三条第一号に規定する要件を欠くに至つたことが判明したとき。
 - 七 第五号の届出がなくて第六条第一項第一号又は第三号から第十号までの規定に該当するに至つたことが判明したとき。
 - 八 第十一条第二号に該当し情状が特に重いつき。
 - 九 正当な理由がなくて第七条第一項の現況報告書又は第八条第一項の変更届出書の提出を怠つたとき。
 - 十 第七条第一項の現況報告書中に重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
 - 十一 前条第三項の規定に違反したとき。
 - 2 第六条第二項の規定は、前項の規定により登録の全部又は一部を消除した場合について準用する。
- 第十四条 国土交通大臣は、その登録を受けた者の事務所所在地を確知できないとき、又はその登録を受けた者の所在（法人である場合においてはその役員の所在をいい、個人である場合においてはその者又はその支配人の所在をいう。）を確知できないときは、

その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該登録を受けた者から申出がないときは、当該登録を受けた者の登録を削除することができる。

(弁明の聴取)

第十五条 国土交通大臣は、第十二条第一項の規定による登録の停止又は第十三条第一項の規定による削除をしようとするときは、弁明の聴取を行うものとする。ただし、消理由が、第十三条第一項第一号から第三号まで、同項第五号から第七号まで及び同項第九号の各号のいずれかに該当する場合であつて、それらの事実が届出その他の客観的な資料により直接証明されたときは、弁明の聴取を行わないものとする。

2 前項による弁明の聴取を行う場合にあつては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定に準じて行うものとする。

(登録簿の閲覧等)

第十六条 国土交通大臣は、登録簿及び登録停止簿並びに第四条第三項、第七条第一項及び第八条第一項に規定する書類(別記様式第七号別表及び別記様式第九号に規定する書面を除く。)又はこれらの写しを公衆の閲覧に供するものとする。

2 国、地方公共団体その他の者は、建設コンサルタント業務の発注に関し必要がある場合においては、第七条第一項の現況報告書の写しを国土交通大臣に求めることができる。(権限の委任)

第十七条 この告示に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、登録を受けようとする者又は登録を受けた者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 第三条第一号イの別表に掲げる造園部門並びに都市計画及び地方計画部門に係る実務の経験を審査すること。

二 第三条第一号ロの規定により認定すること。